

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります！

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の人は、国保や、会社の健康保険などの医療保険に加入し、「老人保健」で医療を受けていますが、平成20年4月からは高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。



●沖縄県内に住む、75歳（※一定の障害がある人は65歳）以上の人全員が新しい制度の対象です。

※現在、障害認定を受けている人は、引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。ただし、障害認定を受けている75歳未満の人は、認定を取り下げることできます。（認定を取り下げる申請は、各市町村窓口へ）

●新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。（平成20年3月に対象者へ交付します。）

●お医者さんにかかるときの窓口負担は、これまでの老人保健制度と変わりありません。

●沖縄県内の全ての市町村が加入する、「沖縄県後期高齢者医療広域連合」と「市町村」が協力して運営します。

●保険料について 原則として年金から天引きされます。（平成20年4月から）

【保険料】 保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

保険料

＝

均等割額

被保険者1人当たり
いくらかと計算

＋

所得割額

被保険者の所得に
応じて計算

（75歳以上単身世帯の場合）

年金収入額	均等割額 4万8,440円	所得割額 8.80%	合計 (年額)	年金収入額の説明
62万7,000円 *1	1万4,532円	0円	1万4,532円 *1	県国民年金平均額
153万円 *2	(7割軽減)	0円	1万4,532円 *2	所得割額のかからない上限
168万円 *3		1万3,200円	2万7,732円 *3	7割軽減の上限
176万3,000円 *4	3万8,752円	2万504円	5万9,256円 *4	県厚生年金平均額
203万円 *5	(2割軽減)	4万4,000円	8万2,752円 *5	2割軽減の上限
220万円	4万8,440円	5万8,960円	10万7,400円	

※単身世帯の場合は、5割軽減は適用されない。

◆保険料は、世帯構成等によって異なります。詳細は市町村窓口、または後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

【所得の低い人の軽減措置】

所得の低い人は、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割・5割・2割軽減されます。

【被扶養者の軽減措置】

これまで被用者保険(会社などの医療保険)の被扶養者であった人については、平成20年4月から9月までの半年間保険料が免除され、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割を軽減します。また、その後も被保険者となったときから2年間経過するまでは、保険料の均等割額が半額となります。



★後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して
医療を受けられるよう運営される制度です。



沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番（うるま市役所石川庁舎3階） TEL：098-963-8012